

八重桜まつり開催期間における飲食出店等

1 対象について

市が利用可能と定める区画内において、テントや移動販売車を用いて臨時店舗を開設し、飲食や物品の販売を行う者（以下「出店者」という）を「飲食出店等」の対象とする。

2 利用可能とする飲食出店等の概要

(1) 場所

別紙「【令和5年度八重桜まつり開催期間中】静峰ふるさと公園飲食出店等利用可能区画図」に示す区画（全9区画）を飲食出店等で利用可能とする。ただし、同日に同一の出店者が利用可能な区画は1区画までとし、区画あたりの占有面積は、8㎡以下とする。

なお、利用可能な区画には「芝生や土壌保護のため、コンパネ、鉄板等を用いた養生を必須とする利用可能区画」を含み、その区画の利用にあたっては十分な対策を講じること。

(2) 販売品目

飲食物または物品を販売可能とする。ただし、販売可能な品目から次に掲げるものは、販売不可とする。

【販売不可とする品目】

- ・保健所から製造販売の許可を得ていない飲食物
- ・射幸心をあおるもの
- ・一般来園者への傷害行為や、破壊行為等につながる恐れのあるもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・その他法令等に抵触するもの

(3) 利用可能日時

次に掲げる日時（期間）を除き、利用可能な日時とする。

【利用不可とする日時】

- ・八重桜まつり開催期間中のうち、実行委員会が「イベント」と定める日時（令和5年度八重桜まつり：4月23日（日））
- ・静峰ふるさと公園の閉園日時
- ・利用可能場所及びその周辺において、公園管理上必要な作業を行う日時
- ・その他、市が飲食出店等に係る公園の利用を制限する日時

(4) 利用に係る条件等

出店者は、次に掲げる条件等の遵守を誓約すること。

ア 電気及び水道について

- ・出店者が公園の電気及び水道設備を使用することは原則許可しない。やむを得ず必要とする場合は事前に市と協議し、許可を得ること。

イ 廃棄物の処理について

- ・廃棄物が発生する場合は、出店者がゴミ箱を用意し、占有する区画内の見える場所に設置すること。
- ・回収した廃棄物は、出店者自身で持ち帰り、適正な処理を行うこと。
- ・販売物の購入者に対し、廃棄物の適正な処理を促すこと。
- ・汁物や油類などの廃液を公園内で廃棄することは厳禁とする。

ウ 一般来園者への配慮について

- ・一般来園者に危害を及ぼさないこと。
- ・拡声器や音響機器を使用しないこと。
- ・振動や騒音、悪臭、蛮行など一般来園者に嫌悪を生じさせる行為は行わないこと。
- ・酒類の販売を行うものにあつては、未成年の飲酒を固く禁じるとともに、購入者が泥酔することのないよう十分に注意すること。
- ・喫煙は、公園内の所定の場所において行うこと。
- ・園内で車両を走行させる場合は、臨時通行許可証をダッシュボードに掲出の上、ハザードランプを点灯し、一般来園者の往来を最優先に、最徐行とすること。
- ・一般来園者の多い日時は、園内での車両走行を控え、やむを得ず走行させる場合には一般来園者に細心の注意を払うこと。

エ 出店者の責任について

- ・利用に係る責任者やスケジュールを定めること。
- ・出店者の行為に起因して事故や紛争、その他損害が生じた場合、出店者が一切の責任を負い、誠意をもってその賠償を行うこと。
- ・衛生管理を徹底し、食中毒の予防ならびに伝染病の蔓延防止を図ること。

オ その他の事項

- ・市及び公園への名誉毀損や管理運営の妨害行為を行わないこと。
- ・販売物とは関係のない事項について、広報及び宣伝活動を行わないこと。
- ・指定された場所以外では火気を使用しないこと。

(5) 使用料について

静峰ふるさと公園の設置及び管理に関する条例に基づき、使用料について次に掲げる全ての事項を適用する。

- ・1区画1日あたり1,550円
 - ・許可書の発行を受けるときに使用料を納付すること。
 - ・既納の使用料は、許可を受けた者の責に帰すことのできない理由により利用ができなくなった場合を除き、還付しない。
- ※天候不良により利用を行わなかった場合など、許可を受けた者の都合による利用内容の変更にあつては使用料の還付を行わない。

3 利用に係る許可申請の手続きについて

(1) 利用日数の制限及び許可申請の提出期限について

ア 利用日数の制限

同一の出店者が許可を申請できる利用日数は、次に掲げる全てに該当すること。

- ・利用する日（複数日の利用にあつてはその最終日）が、許可申請を行う日から37日後までの日程であること。
- ・複数日の利用は、その日数が30日以内であること。

イ 許可申請の提出期日

次に掲げる全てに該当する期日で許可申請を提出すること。

- ・公園を利用する最初の日から起算し、7日前から37日前の間の期日であること。
- ・那珂市役所の開庁日時であること。

(2) 提出書類について

次に掲げる書類を全て提出すること。

- ①【全員】静峰ふるさと公園使用許可申請書（市指定様式）
- ②【全員】誓約書（市指定様式）
- ③【全員】販売品目一覧（任意様式）
- ④【飲食物販売者のみ】営業許可書の写し

※許可申請を行う日時及び場所が営業許可書に記載されていること。

(3) 提出方法について

提出書類を那珂市産業部商工観光課に持参または郵送すること。電子メールまたはFAXでの提出も可とするが、不着等の通信事故に対し、市は一切の責任を負わない。

(4) 許可の可否について

許可書の発行により決定する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、すでに許可した利用でも即時にその許可を取り消す場合がある。

- ・申請に虚偽の内容が認められたとき
- ・出店者が使用料の納付に応じないとき
- ・利用に係る条件等に違反したとき
- ・災害やその他緊急事態の発生により、市が公園の利用制限を行うとき

以上